



リウマチニュース

気になる医療費のお話

H31年3月号

難病医療費助成制度について

「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」が平成27年1月に施行され、難病患者に対する医療費助成制度は大きく変わりました。平成30年4月時点では助成の対象となる疾病が331疾病となっています。

今まで助成の対象となっていなかった疾病の方についても、新たに助成制度を利用できる場合がありますので、主治医にご相談ください。

なお、難病医療費助成制度を新たに希望される方は県の担当窓口への申請手続きが必要となりますので、お気軽に医療相談室までご相談ください。

高額療養費制度（限度額適応認定証）について

手術による入院、生物学的製剤の使用などで医療費が高額になる場合、「限度額適用認定証」を医療機関に提示することにより、窓口でのお支払いを各々の所得や年齢に応じて定められた自己負担限度額までとすることができる制度です。

制度のご利用を希望される方は、自身が加入している公的医療保険への申請手続きが必要となりますので、お気軽に医療相談室もしくは医事窓口までご相談ください。

領収書の保管について

当院では、診療費をお支払いいただいた際に領収書を交付しておりますが、再発行は致しません。確定申告の際に医療費控除を行う場合には、この領収書が必要となりますので大切に保管してください。

なお、領収書の紛失等により、支払額の証明が必要な場合には、文書料1,620円にて診療費領収証明書を発行致しますので、医事窓口にてお申込みください。



メトトレキサート内服について

メトトレキサートは、どんな時に休薬が必要か患者様にアンケート調査をさせていただきました。ご協力いただきありがとうございました。

調査の結果

発熱、吐き気、咳がある時は、**休薬が必要なことを多くの方が理解されて**いました。

下痢や皮疹がある時、**休薬は必要ないと思っていた方が多い**とわかりました。

**発熱、吐き気、咳、息切れ、食欲低下、脱水、口内炎
皮疹、下痢**の時は、症状が落ち着くまでメトトレキサートは休薬しましょう。

それ以外の症状や不安な時、相談したい時は、平日 8:30～17:00 に
リウマチセンター外来へご連絡ください。